あなたに速度違反の通知書が届きました

Q　出頭しないとどうなるの？

A　正当な理由がなく、再三の呼び出しに応じない場合は、強制捜査の手続きに移行する場合があります。

運転者からの連絡があっても、故意に出頭しない状況が認められる場合も同様です。

（出頭しない旨が記載された書類を提出した場合等です。）

「仕事が忙しい」は、正当な理由とならない場合があります。

車両所有者が、故意に運転者（違反者）を隠避（違反者の発見、逮捕を妨げる。）した場合、罪に問われる可能性があります。

Q　速度違反自動取締装置とは？

A　速度違反自動取締装置とは、中央分離帯または歩道上に設置され、レーダまたはレーザーにより、走行車両の速度を測定し、自動的に違反車両を撮影記録する装置です。

Q　通知書について問い合わせたいのですが？

A　通知書に記載されている連絡先へ問い合わせてください。

（留守番電話に切り替わっても、折り返しの連絡をしますので、必ずメッセージ（連絡先）を残してください。）

Q　通知書の郵送先は？

A　通知書は、撮影された違反車両の自動車検査証または車両番号標

に記載されている車両所有者へ郵送されます。

警察では、刑事訴訟法198条を根拠に運転者（速度違反者）に対して出頭を求めています。運転者と車両所有者が異なるのであれば、運転者を出頭させて下さい。

Q 出頭の交通手段・方法は？

A 出頭先へは、公共交通機関（通知書に記載）を利用するか、私有車両での出頭も可能です。（駐車場が有ります。）

交通機動隊への最寄り駅はJR大宮駅であり、同駅からはバスやタクシーを利用することになります。

（通知書に記載）

Q 電話で測定された速度は教えてくれますか？

A 電話での回答は一切行っていません。

出頭した方が運転者であった場合、測定した速度を確認してもらいますが、運転者に対しても電話での回答は行っていません。

（本人確認ができないためです。）

また、出頭した方が運転者でない場合は、測定した速度を教えることはありません。

Q 出頭場所が遠いのですが？

A 埼玉県内に居住の方や、関東圏内に居住の方については、指定した出頭場所に出頭していただきます。

遠隔地に居住の方や、理由があり、出頭が困難な方については電話で相談して下さい。

Q　出頭して直ぐに免停になるのですか？

A　速度違反の手続きで警察へ出頭した際、当日直ぐに免許停止処分となることはありません。

免許停止処分については、後日、公安委員会からの呼び出しがあります。（出頭後、2週間から2ヶ月位かかります。）

Q　罰金はどれくらいですか？

A　警察では、罰金について判明しません。

後日、住居地を管轄する検察庁から呼び出しがあります。

法律上は、6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金となっています。

Q　警察出頭後の手続きはどうなるの？

A　検察庁や公安委員会から通知が届きますので、その内容に従って下さい。